令和８年（フ）第３７８８号
大阪府吹田市山手町４丁目３番３―201号
債務者　大加田恭一
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７８９号
大阪府吹田市山手町４丁目３番３―201号
債務者　大加田昭子
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８３１号
大阪府大東市諸福５丁目３番27号
債務者　吉野　飛龍
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８４９号
大阪市浪速区戎本町２丁目４番22―201号
債務者　北村　義徳
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８５９号
大阪市西成区天下茶屋２丁目６番36―106号
債務者　内野　雄弥
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９３３号
大阪市浪速区桜川１丁目１番20号　アネシス河合　401号
債務者　倉津　志伸
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９３８号
大阪府枚方市出屋敷元町１丁目45番５―206号
債務者　米丸　紗代
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９６０号
大阪市福島区大開１丁目16番６号　オーシャンコート福島　303号
債務者　上野　由貴
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４００４号
大阪市東淀川区大道南２丁目11番６号
債務者　橋本　益男
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１４号
兵庫県西宮市鳴尾町１丁目13番16―206号
債務者　春山　和輝
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４０８号
熊本市中央区本荘町753番地　レスポアール弐番館201
債務者　大塚晃司郎
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４４５号
熊本市東区月出１丁目２番62号
債務者　松井　洋子
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２４３号
金沢市鳴和１丁目18番27号　県営住宅１棟107号、住民票上の住所石川県鳳珠郡能登町字鵜川30字１番地　桜木町営住宅１号棟112号（従前の住所）石川県白山市坂尻町ヘ35番地49
債務者　浦木　昌利
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１６３号
兵庫県宝塚市野上６丁目10番34号
債務者　行部　吏乙（旧姓永田）
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第５６号
山口県柳井市柳井1033番地１　ベルフェリシアⅠ　101号　（前住所　山口県大島郡周防大島町大字小松552番地６）
債務者　髙谷　康裕
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
山口地方裁判所岩国支部

令和８年（フ）第５７号
山口県岩国市錦見六丁目15番30号
債務者　平田　　勝
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
山口地方裁判所岩国支部

令和８年（フ）第５８号
山口県熊毛郡平生町大字佐賀1615番地の１
債務者　松岡　武志
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
山口地方裁判所岩国支部